平成２３年（フ）第２７８号
徳島市大道２丁目42番地セゾンビル502号室、旧住所徳島市八万町中津山４番地の41
破産者　四宮　浩二
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
福岡県久留米市東合川２丁目10番17―106号
破産者　東原　信子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２３６号
福岡県久留米市津福今町308番地12　セレッソⅡ番館305号、申立時の住所佐賀市中折町３番32号
破産者　山下　敏子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
長崎県大村市杭出津３丁目406番地８、前住所長崎県大村市松並１丁目136番地３
破産者　田﨑　忠義
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
北海道室蘭市柏木町16番11号
破産者　村井　　要
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
北海道根室市幌茂尻122番地
破産者　成田　順一
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第９３号
青森県北津軽郡鶴田町大字沖字岡田293番地１
破産者　菊地治右衛門
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１号
宮城県石巻市新館１丁目５番15号、前住所仙台市青葉区宮町５丁目２番２―1103号
破産者　秋山　敏文
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
山形県新庄市若葉町15番３号
破産者　遠藤　安彦
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第２２６号
横浜市緑区東本郷５丁目１番９号
破産者　江口　好春
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９号
新潟県長岡市和島中沢乙219番地
破産者　中村　博子
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第５７１号
金沢市諸江町33番42号
破産者　安本　昌子
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３３３号
愛知県一宮市奥町字宮南18番地６　ハイツヴェルジュ103号
破産者　加藤　直人
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１５０号
京都市西京区大枝北福西町２丁目15番地の８
破産者　中原　勝己
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
熊本県合志市幾久富1866番地1224、開始決定時の住所熊本県合志市豊岡2052番地24
破産者　藤井　紳二
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８１８号
熊本県菊池郡大津町大字矢護川3150番地４
破産者　野口　涼子
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８２号
熊本市東区長嶺南２丁目５番21―201号
破産者　髙見　俊秀
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３５号
宮崎県東諸県郡国富町大字田尻524番地
破産者　長友　速己
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３６号
宮崎県東諸県郡国富町大字田尻524番地
破産者　長友フサ子
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４６号
宮崎県児湯郡都農町大字川北18912番地38　寿コーポⅠ―207
破産者　新名　朝嗣
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係